

○大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた条例施行規則

平成11年4月1日教育委員会規則第1号

改正

平成13年3月27日教委規則第5号

平成16年3月31日教委規則第15号

平成18年7月1日教委規則第3号

平成21年1月7日教委規則第8号

平成25年3月29日教委規則第6号

平成26年3月25日教委規則第1号

平成28年3月31日教委規則第7号

令和元年7月2日教委規則第1号

令和元年9月13日教委規則第2号

令和3年3月29日教委規則第8号

大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた条例（平成11年条例第2号。以下「条例」という。）第26条の規定に基づき、大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむたの管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(利用許可の申請)

第3条 条例第8条第1項前段の規定によりリフレスの利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた利用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

(利用許可書の交付)

第4条 教育委員会は、リフレスの利用を許可したときは、大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた利用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

(利用の取消し及び変更の申請等)

第5条 条例第8条第1項後段の規定により利用の取消し又は利用日時の変更その他利用目的の変更の許可を受けようとする利用者は、直ちに大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた利用取

消（変更）許可申請書（様式第3号）に大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた利用許可書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、利用の取消し又は変更を許可したときは、大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた利用取消（変更）許可書（様式第4号）を当該申請をした者に交付する。

（利用の停止及び許可の取消し）

第6条 教育委員会は、条例第10条第1項の規定に基づき利用の停止又は利用許可の取消しを行うときは、大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた利用許可取消し等通知書（様式第5号）により利用者に通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

（付属設備等の使用料）

第7条 条例第15条第3項の規則で定める付属設備等の使用料は、別表に定めるところにより算出した額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第8条及び第9条 削除

（遵守事項等）

第10条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 他人に危害を加え、又は他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- （2） 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- （3） 許可なく物品の販売、宣伝等をしないこと。
- （4） 許可なく印刷物、ポスターその他これらに類するものを配布し、又は掲示しないこと。
- （5） 所定の場所以外に出入りしないこと。
- （6） 許可を受けた施設、設備等以外のものを利用しないこと。
- （7） 火災、盗難その他事故の防止に努めること。
- （8） 施設内を常に清潔に保つこと。
- （9） その他係員の指示に従うこと。

2 リフレスの施設等を損傷し、又は滅失した者は、直ちに大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた損傷（滅失）届（様式第9号）により教育委員会にその旨を届け出るとともに、その指示に従わなければならない。

（係員の立入り）

第11条 利用者は、係員がリフレスの管理運営上立ち入ることを拒むことができない。

（指定管理者による管理）

第12条 条例第18条第1項の規定によりリフレスの管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条から第6条まで及び第10条の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金の減免)

第13条 条例第20条第3項の規定により利用料金を減免する場合は次の各号に掲げる場合とし、減免する額は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 本市が共催する行事等に利用する場合 利用料金の全額
- (2) 本市が後援する行事等に利用する場合 利用料金の100分の50に相当する額
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の児童、生徒、学生及び幼児が教育課程として利用する場合並びに市内の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所が幼児のための文化体育行事に利用する場合 教育委員会が別に定める額

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認める場合は、教育委員会の承認を得て利用料金を減免することができる。

(利用料金の返還)

第14条 条例第20条第3項の規定により利用料金を返還する場合は次の各号に掲げる場合とし、返還する額は当該各号に定める額とする。

- (1) 災害その他利用者の責任でない理由によりリフレスを利用することができなくなった場合 利用料金の全額
- (2) 指定管理者がリフレスの管理運営上その他の必要によりリフレスの利用を停止し、又は許可を変更し、若しくは取り消した場合 利用料金の全額
- (3) 利用期日の7日前までに、リフレスの利用の取消し又は変更をした場合であって、指定管理者が相当の理由があると認めたとき。 指定管理者が別に定める額

(公募の公告)

第15条 教育委員会は、条例第22条の規定により指定管理者を公募しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) リフレスの名称及び所在地
- (2) 条例第23条に規定する申請（以下「指定申請」という。）をすることができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）の資格
- (3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (4) 指定管理者の指定の予定期間

(5) 指定申請の方法及び期間

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(指定申請)

第16条 指定申請は、教育委員会が定める期間内に大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた指定管理者指定申請書（様式第10号）に次の各号に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

(1) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度におけるリフレスの管理に係る事業計画書及び収支予算書

(2) 定款の写し及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類

(3) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における法人等の収支決算書、財産目録及び貸借対照表又はこれらに類する書類（指定申請の日の属する事業年度の前事業年度までの事業年度が3年度に満たない法人等にあつては設立時からの各事業年度の収支決算書、財産目録及び貸借対照表又はこれらに類する書類、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては当該設立時における財産目録又はこれに類する書類）

(4) 指定申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

(5) 法人等の役員の名簿及び履歴書

(6) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類

(7) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(指定管理者候補者の選定結果の通知)

第17条 教育委員会は、指定管理者の候補者を選定したときは、指定申請をした法人等に対し、大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた指定管理者候補者選定結果通知書（様式第11号及び様式第11号の2）により、その結果を通知する。

(指定管理者の指定の通知)

第18条 教育委員会は、条例第24条の規定により指定管理者を指定したときは、当該指定管理者に対し、大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた指定管理者指定書（様式第12号）により通知する。

(協定)

第19条 指定管理者は、リフレスの管理に関し協定しなければならない。

2 前項の協定においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理業務の内容に関する事項
  - (2) 事業計画に関する事項
  - (3) 利用料金に関する事項
  - (4) 管理に要する費用に関する事項
  - (5) 管理を行うに当たって取り扱う個人情報の保護に関する事項
  - (6) 事業報告に関する事項
  - (7) 損害賠償に関する事項
  - (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
  - (9) その他教育委員会が必要と認める事項
- (補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、リフレスの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた条例（平成11年条例第2号）の施行の日から施行する。

付 則（平成13年3月27日教委規則第5号）

- 1 この規則は、平成13年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた条例施行規則の規定により利用の許可がなされたものに係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成16年3月31日教委規則第15号）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた条例施行規則の規定により利用の許可がなされたものに係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成18年7月1日教委規則第3号）

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた条例の一部を改正する条例（平成18年条例第25号）付則第2項の規定により指定管理者の指定に関し必要な行為を行う場合は、この規則に定めるところによる。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に改正前の大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により利用の許可がなされた者に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に旧規則第10条の規定により施行日以後の利用の許可に係る使用料の減額又は免除を受けているものについては、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際現に旧規則の規定により交付された許可書及び通知書であって、施行日以後なおその効力を有するものについては、この規則により交付されたものとみなす。

付 則（平成21年1月7日教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年3月29日教委規則第6号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた条例施行規則の規定は、施行日以後の使用に係る付属設備等の使用料から適用し、施行日前の使用に係る付属設備等の使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成26年3月25日教委規則第1号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむたの利用の許可がなされているものに係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成28年3月31日教委規則第7号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和元年7月2日教委規則第1号）

この規則は、令和元年7月2日から施行する。

付 則（令和元年9月13日教委規則第2号）

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむたの利用の許可がなされているものに係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（令和3年3月29日教委規則第8号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた条例施行規則様式第9号又は様式第10号によりなされている届出又は申請については、改正後の大牟田市立多目

的活動施設リフレスおおむた条例施行規則様式第 9 号又は様式第10号によりなされたものとみなす。

別表（第 7 条関係）

| 種別           | 単位       | 使用料     |
|--------------|----------|---------|
| 野外炊飯セット      | 一式 1 泊   | 330円    |
| バーベキューセット    | 一式 1 回   | 330円    |
| 食器セット        | 1 人分 1 泊 | 110円    |
| もちつきセット      | 一式 1 回   | 1, 100円 |
| ランタン         | 1 個 1 泊  | 330円    |
| 毛布           | 1 枚 1 泊  | 110円    |
| 天体望遠鏡        | 1 台 1 時間 | 110円    |
| 体育施設放送等設備    | 一式 1 時間  | 366円    |
| 移動ステージ       | 一式 1 時間  | 550円    |
| ピアノ          | 1 台 1 時間 | 366円    |
| 研修室放送設備      | 一式 1 時間  | 183円    |
| 液晶ビデオプロジェクター | 一式 1 時間  | 330円    |
| 液晶テレビ        | 1 台 1 時間 | 110円    |
| 移動用ワイヤレスアンプ  | 1 台 1 時間 | 110円    |
| 陶芸用窯         | 1 台 1 回  | 5, 500円 |
| 陶芸用電動ろくろ     | 1 台 1 時間 | 110円    |
| 土練機          | 1 台 1 時間 | 110円    |
| 角のみ          | 1 台 1 時間 | 110円    |

備考

- 1 1 泊の使用料には、宿泊しないで利用する場合も含む。
- 2 利用時間に単位とする時間に満たない時間がある場合は、単位とする時間利用したものとみなす。
- 3 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。